

# 通商産業省

平成 10・07・16 資第 26 号

平成 11 年 2 月 10 日

出光興産株式会社

代表取締役社長 出光 昭 殿

通商産業大臣 与謝野 馨

出光興産株式会社出光愛知製油所汽力発電所第 3 号発電設備増設計画に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成 10 年 7 月 16 日付けで届出のあった出光愛知製油所汽力発電所第 3 号発電設備増設計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づく愛知県知事からの意見は、別紙のとおりである。

## 記

提出のあった方法書を基に事業特性の把握、地域特性の把握を行った上で、環境影響評価法第 10 条第 1 項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第 46 条の 6 第 2 項の規定による届出に係る環境影響評価法第 8 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

## 1. 環境影響評価項目について

- (1) 本計画においては、発電所で燃料として使用された実績の少ない重質重油を燃料として使用することから、その性状（発熱量、比重、硫黄分、窒素分、残留炭素分、重金属類等）について十分調査し、その結果を踏まえ、有害大気汚染物質による環境影響が懸念される場合には、その環境影響の程度を踏まえ、発電所の稼働による有害大気汚染物質に係る環境影響について、環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 本計画においては、復水器冷却水の冷却を冷却塔方式により行うことから、冷却塔から排出される蒸気の白煙化（以下「冷却塔白煙」という。）による視程障害、凝結水滴の落下等による環境影響が懸念されるので、冷却塔の設置に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因について十分調査し、その結果を踏まえ、当該要因により環境影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目について、環境影響評価項目に追加すること。
- (3) 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる自動車（以下「発電所関連自動車」という。）の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質等については、粉じん等として評価することとしているが、発電所が設置される知多市は、浮遊粒子状物質について全測定点で環境基準に適合していない状況にあることから、発電所関連自動車の運行に伴う浮遊粒子状物質に係る環境影響について十分調査し、その環境影響の程度によっては、発電所関連自動車の運行に伴う浮遊粒子状物質に係る環境影響について、環境影響評価項目に追加すること。
- (4) 冷却塔から排出される温排水の排水量及び排水温度を踏まえ、温排水に係る海域への環境影響（水温）について十分調査し、その環境影響の程度によっては、温排水に係る海域への環境影響（水温）について、環境影響評価項目に追加すること。

## 2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 施設の稼働に伴う大気質の予測について、隣接して住居系区域が存在することから、発電所立地地点の地形及び気象の状況等について十分調査し、その結果、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの発生による環境影響の増大の可能性が懸念される場合には、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの特定の気象条件に配慮した予測の手法を選定すること。

また、施設の稼働に伴う大気質の短期予測について、当該地域の大気汚染常時監視測定局における大気汚染物質の測定データについて十分調査し、その結果、大気汚染物質の着地濃度が高濃度となっているようなデータが存在する場合には、その時の気象条件等に考慮した短期予測を実施すること。

- (2) 冷却塔により環境影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目を環境影響評

価項目に追加する場合には、冷却塔の設置に伴う環境影響評価を行った事例が国内ではほとんどないことから、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、その点に十分留意して手法を選定すること。

(3) 発電所関連自動車の運行に伴う浮遊粒子状物質に係る環境影響について環境影響評価項目に追加する場合には、発電所が設置される知多市は、浮遊粒子状物質について全測定点で環境基準に適合していない状況にあることから、発電所関連自動車の運行に伴う浮遊粒子状物質に係る環境影響について十分調査し、その環境影響の程度によっては、道路沿道における浮遊粒子状物質の濃度の状況の調査及び大気の拡散式に基づく理論計算などによる予測の手法を選定すること。

(4) 発電所関連自動車の運行に伴う大気質、騒音及び振動に係る環境影響は、自動車の運行が予定される路線の状況によっては、対象事業実施区域の周囲 1 k m の範囲を超えて及ぶことも想定されることから、発電所関連自動車の運行計画を検討し、調査、予測地域の設定の妥当性について検討すること。

また、発電所関連自動車の運行による騒音影響の調査地点を、発電所関連自動車が一番集中する 1 地点としているが、知多市の道路交通騒音の測定点のほとんどが環境基準に適合していない状況を踏まえると、発電所関連自動車の運行計画を検討し、その環境影響の程度によっては、調査地点を追加すること。

(5) 施設の稼働に伴う水の汚れについて、排水口近傍の 2 地点を調査地点としているが、排水量及び排水濃度を踏まえ、水の汚れに係る環境影響をより詳細に把握するため調査地点の追加について検討すること。

(6) 景観の調査地点として、対象事業実施区域の周辺内陸部に丘陵地が存在することから、そこからの眺望についても検討し、その結果、主要な眺望点が存在する場合には調査地点に追加すること。